

定額減税補足給付金給付（不足額給付）事業に係る補正予算（専決処分）案について

R7（2025）.7.25 民生部保健福祉課

1 定額減税補足給付金（不足額給付）の制度概要

国が進める「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高騰への支援のため、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として昨年度実施した「定額減税補足給付金」の調整給付に対して、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合等に追加で給付を行います。

2 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象者

令和7年（2025年）1月1日時点で本市に住所を有する方で、次のⅠかⅡのいずれかの事情により、令和6年度（2024年度）に実施した、定額減税しきれないと見込まれる方への給付（当初調整給付）の支給額に不足が生じる場合に「不足額給付」の対象となります。

◆ 不足額給付Ⅰ

本来調整給付金として支払うべき額を再計算した結果、当初調整給付の給付額では不足が生じる方に給付を行います。（プッシュ型）

◆ 不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主、世帯員にも該当しなかった方に支給を行います。（申請が必要）

3 補正予算（専決処分）案の内容

6月補正予算で給付金（不足額給付）に係るシステム改修経費（委託料）等を計上済

7月27日までにシステム改修完了予定 ⇒ 完了後、対象者の抽出、不足額給付額等の算定

8月半ば頃から対象者に通知等を順次発送、9月上旬には給付金の給付を順次開始したい。

① 事業名 定額減税補足給付金給付（不足額給付）事業

② 財 源 全額 国庫補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

③ 補正予算額 （システム改修後に算定） 千円（補正前 4,904 千円）

科目（節）	補正前（千円）	補正後（千円）	今回の補正内訳
10 需用費	300	300	———
11 役務費	0	〔システム改修後に算定〕	振込手数料 郵送料等
12 委託料	4,604	〔システム改修後に算定〕	通知印刷、封入等作業委託
19 扶助費	0	〔システム改修後に算定〕	給付金 不足額給付Ⅰ 人分 不足額給付Ⅱ 人分

4 スケジュール

8月5日頃 給付対象者を抽出、事業費を算定 → 8月6日付専決（予定）

8月～9月 通知等発送（プッシュ型・申請型）

9月上旬～ 順次給付開始

～10月31日 申請受付期限